		コーティングが施されておらず、かつ、内張り付きのもの	13H3
		コーティングが施されており、かつ、内張り付きのもの	13H4
	H. プラスチックフィルム	－	13H5
	L. 繊布	コーティングが施されておらず、かつ、内張り付きでないもの	13L1
		コーティングが施されており、かつ、内張り付きでないもの	13L2
		コーティングが施されておらず、かつ、内張り付きのもの	13L3
		コーティングが施されており、かつ、内張り付きのもの	13L4
	M. 紙	多層のもの	13M1
		多層で防水性のもの	13M2
11. 硬質プラスチック製IBC容器（重力によつて充てん及び排出する固体用のもの）	H. プラスチック材	積み重ねた場合、全荷重に耐えるように設計された構造設備を備えたもの	11H1
		積み重ねるための構造設備を備えないもの	11H2
21. 硬質プラスチック製IBC容器（圧力によつて充てん及び排出する固体用のもの）	H. プラスチック材	積み重ねた場合、全荷重に耐えるように設計された構造設備を備えたもの	21H1
		積み重ねるための構造設備を備えないもの	21H2
31. 硬質プラスチック製IBC容器（液体用のもの）	H. プラスチック材	積み重ねた場合、全荷重に耐えるように設計された構造設備を備えたもの	31H1
		積み重ねるための構造設備を備えないもの	31H2
11. プラスチック製内容器付複合IBC容器（重力によつて充てん及び排出する固体用のもの）	HZ	内容器が硬質プラスチック製のもの	11HZ1
		内容器がフレキシブルプラスチック製のもの	11HZ2
21. プラスチック製内容器付複合IBC容器（圧力によつて充てん及び排出する固体用のもの）	HZ	内容器が硬質プラスチック製のもの	21HZ1
		内容器がフレキシブルプラスチック製のもの	21HZ2

31. プラスチック製内容器付複合IBC容器（液体用のもの）	HZ	内容器が硬質プラスチック製のもの	31HZ1
		内容器がフレキシブルプラスチック製のもの	31HZ2
11. ファイバ板製IBC容器（重力によつて充てん及び排出する固体用のもの）	G. ファイバ板	－	11G
11. 木製IBC容器（重力によつて充てん及び排出する固体用のもの）	C. 天然木材	内張り付きのもの	11C
	D. 合板	内張り付きのもの	11D
	F. 再生木材	内張り付きのもの	11F

（注）　プラスチック製内容器付複合IBC容器の材質を示す記号のうちZについては、外装容器の材質を示す以下の記号に置き換える。

A	鋼
B	アルミニウム
C	天然木材
D	合板
F	再生木材
G	ファイバ板
H	プラスチック材
L	繊布
M	紙（多層のもの）
N	金属（鋼又はアルミニウム以外のもの）

（iii）　IBC容器の最大内容積は、IBC容器の種類、収納する危険物の容器等級及び性状に応じて次の表に定めるとおりとする。

IBC容器の種類	収納する危険物の容器等級	収納する危険物の性状	最大内容積
金属製IBC容器	I	固体	3000L
硬質プラスチック製IBC容器、プラスチック製内容器付複合IBC容器、フレキシブルIBC容器、ファイバ板製IBC容器、木製IBC容器	I	固体	1500L
液体用のプラスチック製内容器付複合IBC容器（外装容器の材質が鋼又はプラスチック材で、内容器がフレキシブルプラスチック製のものに限る。）以外のIBC容器	II又はIII	固体又は液体	3000L
液体用のプラスチック製内容器付複合IBC容器（外装容器の材質が鋼又はプラスチック材で、内容器がフレキシブルプラスチック製のものに限る。）	II又はIII	液体	1250L

(4)　ポータブルタンクの欄に掲げる記号

（i）　タンクの欄に掲げる記号の意義は、以下のとおりとする。